

第4回品川区障害福祉計画等策定委員会 議事録要旨

日時:令和6年3月18日(月)午後1時30分~3時30分

場所:荏原第5地域センター 2階 第1集会室

○出席者数:25人(内オンライン参加3人) ●欠席者数:1人

1. 開 会

事務局

議題に入る前に、事務局から配付資料の確認や連絡事項をお伝えさせていただきます。

事務局より配付資料の確認

【事前配付資料】

次第

資料1 素案に対する意見聴取結果の概要

資料2-1 パブリックコメントの計画素案に対する意見のうち、反映したもの

資料2-2 パブリックコメントの計画素案に対する意見のうち、反映していないもの

資料2-3 パブリックコメントのうち計画素案に対する質問・要望等

資料3 品川区地域自立支援協議会意見一覧

資料4 障害者団体ヒアリング意見一覧

資料5 素案からの主な変更点について

資料6 品川区障害者計画・第7期品川区障害福祉計画・第3期品川区障害児福祉計画案

【当日追加資料】

- ・第3回策定委員会議事録
- ・第3回策定委員会の意見および回答一覧
- ・第4回策定委員会の意見・質問用紙
- ・資料6の当日差し替え資料

以上4点が本日机上配付した資料となります。

事務局

- ・欠席者と代理出席者、オンライン参加者の報告

最後に事務局から議事を円滑に進めるにあたり、委員の皆様や傍聴される方にお願いがございませう。ご発言の際は挙手をいただき、委員長からの指名を受けてから所属と名前を名乗ってご発言ください。また、傍聴人の方は、本委員会の進行の妨げにならないよう、傍聴券の裏面に記載されている傍聴規定を遵守するよう願ひいたします。

2. 議 事

委員長

議事に入る前に、傍聴人の方から録音の申し出がありましたが、委員の了承を得られたため、傍聴人の録音を認めます。

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。第3回策定委員会で審議いただいた計画素案に対して、パブリックコメント等でご意見をいただいたものを反映し、計画案に修正を加えております。本日は、本計画案に関して審議を進めていきたいと思っております。それでは、資料について事務局より説明をお願いします。

(1) パブリックコメント・団体ヒアリングの報告について

事務局

前回の策定委員会で委員からの意見を踏まえた修正箇所を説明(資料1)

○資料1 素案に対する意見聴取結果の概要

- ・資料1(1)パブリックコメントについては、23名から279件のご意見等の提出がありました。内訳としては、意見を反映したものは57件、反映していないものは35件、質問・要望等は187件でした。
- ・資料1(2)品川区地域自立支援協議会への意見聴取については、1名から9件の意見をいただきました。反映したものは8件、反映していないものは1件となります。
- ・資料1(3)障害者団体ヒアリングについては、12団体に対して行い意見等を197件いただきました。意見を反映したものは14件、反映していないものは8件、質問・要望等は175件となっています。
- ・パブリックコメント、自立支援協議会、障害者団体ヒアリングの意見をまとめたものが、資料2～資料4です。
- ・パブリックコメントでいただいた意見のうち反映したものは資料2-1、反映していないものは資料2-2、質問・要望等は資料2-3となっています。いずれの資料も、全意見の原文と、区のことを掲載していますが、第三者への誹謗中傷にあたる可能性のある意見等については、黒塗りとさせていただきます。
- ・資料3の自立支援協議会の意見については、意見の原文と区のことを記載しています。区のことを「反映済み」もしくは「ご意見」と仕分けをしています。
- ・資料4の障害者団体ヒアリングですが、こちらも意見の原文と区のことを記載しています。区のことを「反映済み」「反映していないもの」「質問・要望・意見」と3つに仕分けをしています。
- ・素案に対するパブリックコメント等のご意見を踏まえて、委員長、副委員長からもご助言をいただきながら、第3回素案からの主な変更点としてまとめたものが資料5となります。
- ・資料6の計画案を参照しながら、資料5の説明をお聞きいただきたいと思っております。

○資料5 素案からの主な変更点

・No.1 (計画案10ページ)

第2章 1障害者の現状(1)の1段落目、「増減」を「推移」に修正いたしました。2段落目の「最も多くなっていますが」を「ピークに増加を続けていましたが」に修正しました。

・No.2 (計画案16ページ)

(4)精神障害者の状況の図表2-10について、手帳所持者数が比較的少なめで、自立支援医療の人数の対比が、視覚的にも見た目にも分かりやすくするため、スケールを8000に統一しました。

・No.3 (計画案25ページ)

施策の柱1の中期2つ目の○について、誘致した事業所を掲載した方が良いという意見がありましたので、令和元年度、相談支援事業所の整備を促進するため、補助制度を創設し、民間事業所「8箇所」の誘致を図った、と修正しました。

・No.4 (計画案25ページ)

後期最後の○について、品川福祉カレッジ研修の令和5年度の実施回数を追記しました。

・No.5 (計画案27ページ)

施策の柱2 後期の1つ目の○について、「定員」という文言を追記しました。
2つ目の○について、「既存建物」という文言に修正しました。

・No.6 (計画案28ページ)

施策の柱3 中期の4つ目の○について、「品川区子ども発達支援ガイドブック」に修正しました。

・No.7 (計画案30ページ)

施策の柱5 後期について、「移動支援従事者研修」を「移動支援従業者研修」に修正しました。

・No.8 (計画案33ページ)

施策の柱9 後期の一番上の○について、「令和3(2021)年度、「障害者差別解消法ハンドブック」の改訂版を発行しました。」を追記しました。

・No.9 (計画案47ページ)

⑪2段落目について、「避難所で他の人と一緒に過ごすのは難しい」という文言を追記しました。

・No.10 (計画案54ページ)

コラム欄で、2025年東京デフリンピックの紹介をすることにしました。

・No.11 (計画案59ページ、111ページ)

第3章 2保健・医療・福祉の連携の推進の部分に「高次脳機能障害」の文言を追記しました。111ページも同様に、下から3段目に「高次脳機能障害」の文言を追記しました。

・No.12 (計画案64ページ)

(1)医療的ケアの相談支援についてのアンケート調査結果について、「児者」を「障害のある人、障害のある子ども」に修正しました。

・No.13 (計画案65ページ)

4段落目について、「施設を整備して」という文言を追記しました。

- ・No.14(計画案66ページ)
3段落目について、「発達に支援が必要な子どもの成長を支える地域の中核施設」と修正しました。
- ・No.15(計画案67ページ)
1段落目について、改善している結果となった、という表記を「ゆるやかに」改善している、という表記に修正しました。
- ・No.16(計画案69)
1段落目について、記載内容に誤りがあったため赤字で修正しています。本文の2段目と3段落目についても、赤字修正をしております。
- ・No.17(計画案70ページ)
3段落目について、記載内容に誤りがあったため赤字修正をしています。本文の1段落目について、「就労支援の充実等」に表記を修正しました。
- ・No.18(計画案77ページ)
表の下の注釈を追記しました。
- ・No.19(計画案78～79ページ)
(1)国の基本指針の部分に赤字を追加しました。(2)区の成果目標については、元々文章が無かったところに赤字で文章を追記しました。
- ・No.20(計画案80ページ)
(2)区の成果目標の③に「障害福祉サービスの利用や一人暮らしの」を追記しました。
- ・No.21(計画案87～88ページ)
(1)国の基本指針の前期計画からの変更点について、「地域自立支援協議会」と修正しました。88ページの表についても同じく修正しました。
- ・No.22(計画案89ページ)
(2)区の成果目標に説明文がなかったため、文章を追記しました。
- ・No.23(計画案91ページ)
サービス見込量の設定の考え方について、追記をしました。
- ・No.24(計画案93～94ページ)
就労選択支援について、第3回策定委員会の後にサービス開始時期が示されたため、赤字で追記しました。94ページの表の就労選択支援についても、サービスの実績の部分は、令和7年度以降のサービス見込量を掲載しています。表の下に注釈も追記しています。見込量の考え方ですが、就労選択支援のサービス見込量は新しいサービスのため、幾何平均を用いた見込量の算出ができません。したがって、特別支援学校の最終学年在籍者で、就労アセスメントを受けた方(令和4年度9人、令和5年度10人)、就労移行支援・自立訓練等でアセスメントを受けた方(令和4年度4人、令和5年度3人)を主な対象者と考えました。この2つを足すと、令和4年度、令和5年度が13人でしたので、令和7年度としては、年度途中でサービスが開始となるので15人、令和8年度は20人と見込量を立てました。
- ・No.25(計画案94ページ)
見込量確保のための方策について、赤字で追記しました。
- ・No.26(計画案99ページ)

児童発達支援について、令和6年4月から児童発達支援の類型がなくなるため、児童発達支援の見込量を修正いたしました。具体的には、医療型児童発達支援の見込量を、児童発達支援の見込量に合算しています。併せて、年間利用者数、年間利用日数も同様についても見込量を合算しました。

・No.27(計画案101ページ)

サービス実績および見込量の表の欄外に、「※都が受給者証を発行しているため、区は令和5年度以前の実績を把握していません」と注釈を入れております。

・No.28(計画案103ページ)

日常生活用具給付等事業について、令和6年度に所得制限の撤廃がある旨を追記しております。

・No.29(計画案108ページ)

現状と課題について、最後の段落部分について、表現を変更しました。

・No.30(計画案109ページ)

意思決定支援ガイドラインに「障害福祉サービスの利用等に当たっての」を追記しました。ヤングケアラー支援について、文末の「検討していきます」を「実施していきます」に修正しました。

・No.31(計画案110ページ)

(2) 障害特性に応じた専門相談の充実について、品川区発達障害・思春期サポート事業「ら・るーと」を追記しました。

・No.32(計画案110ページ)

(2) 障害特性に応じた専門相談の充実について、赤字表記で追記しました。

・No.33(計画案112ページ)

(2) 地域生活への移行・継続の支援について、3つ目の箱について赤字で追記しました。

・No.34(計画案118ページ)

(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進の7つ目の箱について、「医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業等」と事業名に変更しました。

・No.35(計画案119ページ)

看護師を「配置しています」から、「配置していきます」に表現を変更しました。

・No.36(計画案119ページ)

(4) 精神障害に対応した地域包括ケアの推進について、精神障害者地域生活サポート24事業、精神障害者交流スペース「憩いの場」、精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」について、赤字で追記しました。

・No.37(計画案120ページ)

(5) サービスの質の向上・研修等の充実の

4つめの箱について、「区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます」と追加しました。

・No.38(計画案120ページ)

最後の箱について、「区内の高齢者施設と障害者施設が参加する施設サービス向上研究会において、サービス提供の自己評価やサービス向上計画作成を実施し、サービスの質の

向上を図ります」と追加しました。

・No.39(計画案121ページ)

5段落目の障害児通所支援について、元々は「事業所」と記載していましたが、表記を「障害児通所支援事業所」と修正しました。8段落目の「民間事業所」についても「障害児通所支援事業所」と修正しました。

・No.40(計画案124ページ)

最後の文章について、自助・共助に加え、「公助」にも触れるため、赤字で文章を追加しました。

・No.41(計画案127ページ)

(1)就労支援の推進について、「重度障害者等就労支援特別事業」を追記しました。

・No.42(計画案128ページ)

(2)多様な働き方の推進について、「超短時間雇用促進事業について専任のコーディネーターを就労支援センターげんき品川に配置し、働きたい人と超短時間に適した業務とのマッチング等を行います」と追記しました。

・No.43(計画案129ページ)

現状と課題について、区民や地域がより参加できるような取組みとして、「障害特性に柔軟に対応し、参加しやすいように参加機会の充実を図ります」と修正しました。

・No.44(計画案130ページ)

(1)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実について、「失語症等の方」を追記しました。

・No.45(計画案135ページ)

文中に、「障害のありなし、あるなし」と表記が混合していたところを、「障害のあるなし」に統一しました。

以上、計画素案からの主な変更点を中心に、計画案について説明させていただきました。

委員長

パブリックコメント、障害者団体ヒアリング、品川区地域自立支援協議会でのご意見の中から、反映するもの・しないもの、また反映しなかった理由について、膨大な量を整理していただきました。全体を通して自由にご発言いただければと思います。

委員

計画案109ページのヤングケアラー支援については、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記する法改正が予定されています。また、区市町村が実施主体である子育て世帯訪問支援事業(家事支援・育児養育支援等)の対象にヤングケアラー等が含まれることが明記される予定です。これらを踏まえ、もう少し事業を具体的に記載していただければと思います。また、障害当事者のピアサポートは社会資源として大切なものだと思いますので、計画の中に取り上げることはできないでしょうか。

事務局

ヤングケアラーについては、幅広い観点で、子ども未来部だけでなく、福祉部、保健センター等庁内で連携して調整しているところです。現在区では、元ヤングケアラーの当事者 2 名をコーディネーターとして子ども家庭支援センターに配置し、ピアサポートのような形で支援をしております。来年度は配食の支援も予算化しているため、全ての事業の事例を出すのは難しいですが、ご提案について、所管と相談し検討させていただきます。

委員

ヤングケアラーで問題視されているのは家事支援だと聞いています。家事によって、子どもの教育の機会が奪われることは由々しき問題だと思います。社会的にも近々に対応すべきだと思っています。子どもが十分な教育を受けられる支援として、2024年度から取り組みが開始されるものについては、その内容が伝えられると良いと思います。ピアサポートはインフォーマルな社会資源だと思うので、そういう観点から関係団体に理解してもらうことが今後重要だと思います。

事務局

家事支援については、高齢者だけでなく、障害者の兄弟姉妹がいる方の介護、家事等が課題になっております。直接的支援につながる事業メニューの事例として、何か記載できるものがあるか、所管課と相談します。ピアサポートを含めた相談支援体制ですが、現在も障害者相談員という仕組みがございます。現状と課題の部分でそのことに触れることができるか、事務局で検討したいと思っています。

委員長

庁内連携を要する内容や、すぐに結論が出ない課題等は、その取扱いについて留意をしつつ、主体性を持ってやるのが非常に重要な部分だと認識しているため、検討していただきたいと思っています。

委員

ヤングケアラーについては、小中学生の6%が実際に介護やケアをしている実態があるという調査結果があります。品川区にはヤングケアラー協議会がありますが、相談できる人がいない、顔を見て相談するのは緊張して、心の壁ができてしまう、という現実があります。携帯電話のLINEを活用したグループLINE等の相談も行っていますが、そのLINEを利用した感想を聞いたところ、相談しやすかったという声がありました。また、品川区八潮は高齢化率が一気に進み、37%となっています。介護を必要としている方の数も圧倒的に増えているということになります。八潮エリアで今どのような交流が始まろうとしているかということ、地域で簡単なお祭りを開催し、その中の一つのプログラムとして、介護について相談できるブースを作り、相談しやすい関係性を作ることを始めようとしています。追記をするのであれば、介護やケアに関わり人達と行政の顔の見える化ができれば良いと考えています。

委員長

敷居の高い勉強会の前に、お祭りを開催して関係性を作る、という戦略は素晴らしいと思います。

事務局

コロナの前は集合的に、ケアラーや介護者の方をお呼びして、介護について交流できるような会を開催しておりましたが、現在は、区内の法人と一緒に地域ごとに、10~20人単位の地域の勉強会を徐々に進めております。追記については検討させていただきます。

委員

住居の確保に関連する部分について、民間賃貸住宅の確保の支援、区営住宅、区民住宅への障害者の優先的な入居を計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。グループホームの整備が促進されていますが、要望としては、視覚障害者も入居できるもの、主に視覚障害者を対象としたグループホームの整備をお願いしたいと思います。具体的な障害を特定することはできないにしても、身体障害者を対象としたグループホームの整備にも力を入れていただきたいと思います。計画が完成した後に、説明会等の開催も検討していただきたいと思います。

委員長

グループホームについての変更点はありますか。

事務局

グループホームの整備については、令和8年度末までに、合計100人分の定員増を目標として、積極的に整備を進める方向性を打ち出しています。区としては、知的障害者のグループホームが依然として足りていないことから、障害者の高齢化、重度化に備えてグループホームの整備に取り組んでおります。様々な障害を抱えている方がいるので、視覚障害者対象のグループホームの整備についての意見は、今後も伺いたいと思っています。説明会の開催については、この計画は、区政の全体計画である品川区基本計画、地域福祉計画等の、関係する各計画との調和を図っている計画となっています。近隣区の状況を見ても、港区は福祉や保健に関連する計画を一体的に改定、策定することから、高齢・障害・保健等の説明会を同一開催していたり、他区では福祉分野全般の説明会を開催したりしています。幅広く区民の皆様のご意見を伺うことは重要だと認識しておりますが、他区の状況を見ると、障害単体ではなく、関連する計画について広く皆様の意見を伺う場を設定していますので、区としても今後十分検討していきたいと考えております。

委員長

区民住宅への優先入居についてはどうですか。

事務局

単身入居の部分をさらに拡大するというご意見だと思いますが、こちらについては住宅課の所

管であり、まだ調整ができておりませんが、今回の意見も含めて住宅課へ伝え、区全体の住宅施策の中の課題として整理をさせていただきたいと思えます。

委員長

説明会については、シンプルに計画の説明をしてほしいということによろしいですか。

委員

膨大な計画なので、広く区民の皆様に分かるような形で開催できたら良いと考えております。

委員長

庁内での決めごとにも必要になってくると思いますが、昨今は YouTube 等を利用したり、色々な方法で情報発信ができると思えますので、積極的に検討していただきたいと思えます。

委員

計画案の17ページにある表について、16ページの表と相対するよう、内訳を表示した方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局

所管課、出典元に確認します。

委員

計画案89ページの赤字の追記について、文章を2つに分けて整理した方が分かりやすいと思えます。

事務局

修正させていただきます。

委員

ヤングケアラーについて、区の支援においては年齢で切られてしまっている部分があると思えますので、今後検討するのであれば、他区と連携をしたり、年齢が上がったときに他部署にすぐにつなげたりするような制度を考えていただきたいと思えます。

事務局

ヤングケアラーの仕組みの中で、関係部署と連携して、年齢に関わらず対応できるような体制を考えていますし、現在もそのような連携を進めております。

委員

計画案79ページに記載のある共同生活援助について、現状が108人、目標が144人となっ

ていますが、精神障害者の共同生活援助利用者数は現在整備しているグループホーム数から考えると、3年間で144人は超えてしまうと思います。

事務局

95ページをご覧ください。中段にサービス実績および見込量の表があります。見込量の考え方ですが、あくまでも上限値を定めたものではないので、実績として数値が上回っても問題はございません。

委員

計画案128ページについて、超短時間雇用促進事業のコーディネーターは3年間のうちに着任するのか、フルタイムのコーディネーターなのか、分かれば教えていただきたいです。

事務局

専任コーディネーターの配置については、令和6年4月から配置予定となっております。勤務形態については、事業者と協議を進めています。

委員

超短時間雇用促進事業について計画内に説明書きを加えていただきたいです。

事務局

153ページからの用語集に掲載させていただきます。

委員長

計画案27ページの後期の3つ目の○について、「多問題を抱える」は「複数の問題に直面する」など、社会モデルの文言へ修正できるようならお願いします。

事務局

所管課に確認し、対応いたします。

委員

共生社会、インクルーシブの部分では、一般の方に障害を理解してもらう必要があるので、障害のある方への支援と並行して一般の方への理解啓発を進めていただきたいと思います。それについて具体的な方向性があればお示しいただきたいです。本校では、地域の方の学校見学など区とも連携して進めていきたいと思います。また、就学相談の時点で保護者の希望を優先するのはもちろんですが、児童生徒の実態に即した進路支援が必要だと思います。現在本校はかなりひっ迫しており、学区域等については東京都が対応する部分ですが、数年の間に新規入学生を受け入れられない状況になりかねません。本校の近くに分校を設置するなど検討していただきたいと思います。

事務局

計画案135～136ページは、インクルージョンの推進が柱となっております。障害者支援課が関係しているものとしては、障害者団体の方が実行委員会形式で「ふくしまつり」を開催し、障害者の理解を深めるイベントがあります。このようなイベントをさらに充実させることが重要だと考えております。委員のご意見につきましては、区全体の調整が必要なことのため、企画部門に伝えたいと思います。

委員

区と都で連携しながら、進めていただきたいと思います。

委員

区内に重心の子が通える支援学校がないので、大田区にある城南特別支援学校まで通わなければならない、とても不便です。看護師やボランティアの方の協力のもと小学部にスクールバスで週3回、週2回は城南分園に通っている重心のお子さんもいます。福祉と教育は厚労省と文科省で別になっているので、重心児の場合特に、さまざまなことがとても難しくなっています。

事務局

重症心身障害の方も含めて、医療的ケアを重点的の課題として取り上げています。東京都の広域的な連携支援の取組みが進んでいますが、品川区としても医療的ケア児支援のコーディネーターの体制整備を来年度は進めていきたいと考えております。病院から退院するときも含めて、切れ目のない支援、医療的ケアの必要な方や重心の方の支援が課題と認識しています。区だけではできない部分も、東京都のご理解を得ながら広域的に情報を得て、区民の皆様に伝えることが大きな課題だと思っています。そのための体制整備を進めていきたいと考えております。

委員長

まずは、区のレベルでできることをお願いします。

委員

計画案126ページの就労継続支援B型の整備について、94ページではサービス確保ができていると言い切っていますがよいのでしょうか。

事務局

実態として定員割れをしていますが、一方で送迎車が少ない等の課題があります。表記については検討が必要でしょうか。

委員

就労継続支援B型は、サービスの量としては確保されていると思いますが、送迎がないことで、希望していてもなかなか利用できない方がいることも把握しております。一番の原因は、支援サービスのメニューが少ないことにあると思います。簡単な事務作業、クリーニング、清掃、カフェ、

この4つしかありません。この4つに、マッチングしている人だけが通える場所となっているので、定員割れは支援メニューの少なさが原因だと思っています。文章が現状と合っていないと思います。

事務局

94ページの文章について、例えば、定員割れの事業所があることは事実のため、その文言は残し、さらに、「今後障害者の重度化、高齢化に伴い、送迎を必要とする利用者が増える可能性があると共に、事業メニューの拡大等、利用者ニーズの動向を注視していきます」という表現が良いのではないのでしょうか。

副委員長

就労継続支援B型は直営ですか、民間の事業者なののでしょうか。

事務局

就労継続支援B型は、区立の場合でも指定管理者に運営をお願いしています。また、民間事業者もありますので、事業メニューについては、指定管理者や民間事業者がどのように工夫するかによると思います。

副委員長

民間事業者と協議するや民間事業者に働きかけるといった文言の方が適切だと感じています。

事務局

検討させていただきます。

副委員長

教育の部分では、これまではどちらかと言えば保護者の方はインクルーシブ教育を求めている、教育委員会も特別支援学校に入学するように促すことが課題とされていましたが、現在はそれが逆転しているように思います。より手厚い教育を求めて保護者の方が特別支援学校を希望している状況があると聞いています。インクルーシブ教育の考え方を、これから入学を迎える保護者の方に積極的に伝えていくことがより重要だと感じています。この計画の課題の多くについては、区が直接できることもあると思いますが、民間事業者と一緒に努力をしなければ前に進めない課題が多いと思います。地域移行や超短時間雇用、重度障害者就労支援特別事業等、前向きなものが多くなってきているという印象があります。地域自立支援協議会を通じて、しっかり進めることを明らかにしていただきたいと思います。

委員

計画案26ページの中期、27ページの後期にある「メンタルチームサポート事業」は、家族会や当事者等、区民からお願いする場合に対応できるチームになっておりません。今後区民からの要望も受けていただけるとありがたいです。

事務局

保健所、保健センターの保健師、医療関係者が主催している事業となっていますので、ご意見を伝えさせていただきます。

委員

超短時間雇用のお話がありましたが、障害者雇用の法定雇用率において、令和6年4月から、労働時間が週10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者も0.5人としてカウントできるようになりました。企業側にメリットがある半面、雇用管理が大変になってくるので、そのあたりの支援は必要だと感じます。雇用というよりは居場所の意味合いが強いと感じる段階で就労を始める方もいるので、最初は例えば3時間で働き始めても、できることが増えたら、職域を広げる、労働時間を増やす、という観点ももっていただきたいです。また、さきほど、特別支援学校のお話がありました。地域の方の学校見学なども進めてきたいと。品川区内の都立特別支援学校には高等部の設置がないため、実施例はありませんが、ハローワークでは、職業的自立を目指す生徒が在籍している特別支援学校高等部と連携し、学校に企業の採用担当者を招き、学校見学をしていただくとともに、企業の方に特別支援学校の先生とつながりをもっていただき、採用経路の拡充につなげていただく、という取り組みを行っていますので、紹介いたしました。

委員長

教育から就労に移行するプロセスでは、居場所が重要だと思いますが、そもそも就労は社会とのつながりなので、段階的に進めていくことと、企業の方との接点をつくる、というお話を伺いました。この計画策定は国の基本指針によって3月末で完了する必要がありますので、皆様からいただいた意見を踏まえて、事務局は最終修正を行っていただきたいと思います。品川区と他区を比べる意見をたくさん目にしましたが、より良い区になるよう切磋琢磨していきたいと思います。

副委員長

前進した内容になっていると思いますので、この計画を基に取組みが進むことを願っています。

事務局

これまで委員長、副委員長をはじめ委員の皆様、計画策定にご尽力いただき誠にありがとうございました。

(3) その他

連絡事項

- ・本日の審議を踏まえ最終調整をさせていただき、区として計画を決定いたします。
- ・4月に区議会でパブリックコメントの実施結果と計画についての報告を行います。

・5月21日号の広報しながわ、区のホームページ等で計画等について公表予定です。

3. 閉 会